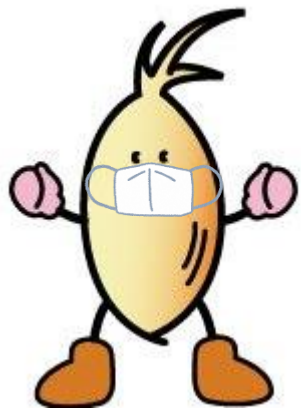


新型コロナウイルス感染症発生時の 介護事業所の対応等について

東三河広域連合 福祉事業部介護保険課



東三河広域連合のマスコット みのりん

新型コロナウイルス感染症の発生時の対応等について (本日の説明内容)

1. 感染の疑いが発生した時には・・・
 - ① 事業所内の対応について
 - ② 行政等への報告と関係者への連絡について
 - ③ 消毒、洗浄経費支援について
2. 最近の情報
 - ① 感染拡大防止のための留意点（その2）一部改正について
 - ② 厚生労働省発行マニュアルについて
 - ③ 対応シミュレーション（自己点検）について
3. 終わりに・・・

感染の疑いが発生した時には・・・

事業所において、感染予防に細心の注意を払っていても、いつ、利用者・職員に感染の疑い（濃厚接触者となる場合を含め）が発生しても不思議ではありません。感染の疑い、更に陽性者が発生した場合の対応について、指定権者（東三河広域連合）への報告方法を中心に説明します。

「新型コロナウイルス感染が疑われる者」の定義

- ▶ 社会福祉施設等の利用者・職員であって、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者
- ▶ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く者（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦等の利用者については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者）
- ▶ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者

※上記は定義ですが、指定権者（東三河広域連合）への報告は、検査対象になった場合にのみ、お願い致します。

事業所内の対応①

▶ 職員・利用者に感染の疑いが発生した時

1. 情報共有、報告

- ▶ かかりつけ医等最寄りの診療所に電話相談・受診
- ▶ 家族への連絡
- ▶ 土日や夜間、受診先を迷う場合には、受診・相談センターに相談
- ▶ 施設内での情報共有（必ず管理者に報告）
- ▶ **検査決定時**には保健所、指定権者（広域連合）に連絡
- ▶ （通所系・訪問系の場合）保健所に確認の上、居宅介護支援事業所に連絡

2. 消毒、清掃

- ▶ 手袋を着用し、居室及び共用スペースについては、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液での消毒、洗浄を行う
- ▶ 保健所からの指示があれば従う

3. 積極的疫学調査への協力

- ▶ 保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力
- ▶ 可能な限り、利用者のケア記録や面会者の情報を提供

事業所内の対応②

▶ 職員・利用者に陽性者が発生した時

1. 情報共有、報告

- ▶ 施設内での情報共有（必ず管理者に報告）
- ▶ 保健所・指定権者（広域連合）及び家族に連絡
- ▶ （通所系・訪問系の場合）主治医・居宅介護支援事業所に連絡
※連絡先について保健所からの指示があれば従って下さい。

2. 消毒、清掃

- ▶ 手袋を着用し、居室及び共用スペースについては、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液での消毒、洗浄を行う
- ▶ 保健所からの指示があれば従う

3. 積極的疫学調査への協力

- ▶ 保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力
- ▶ 可能な限り、利用者のケア記録や面会者の情報を提供（症状の発症2日前からのリストが提出できるように日頃から情報管理しておく）

行政への報告について

- ▶ 感染疑いの発生した時点及び検査結果が判明した時点で、管轄の保健所及び指定権者（東三河広域連合）へ速やかに電話で報告をお願いします。（介護保険最新情報Vol.777）
- ▶ 必ず報告いただきたいケース
 - ★ 事業所の利用者・職員が新型コロナウイルス感染症の検査対象となったとき
 - ※PCR検査の他、抗原検査の場合も報告をお願いします。
- ▶ 報告のタイミング
 - 1回目：検査実施が決定した時
 - 2回目：検査結果が判明した時 ※陽性の場合は追加聞き取り有り
- ▶ 報告内容は、広域連合から事業所の所在市町村及び愛知県高齢福祉課に情報提供させていただきますので予めご承知おき下さい。
- ▶ 休日（土日祝）の場合は、事業所の所在市町村の代表番号へ連絡下さい。広域連合には市町村から連絡が入ります。（例：豊橋市の事業所→豊橋市役所）

東三河広域連合への報告様式（参考）について

- ▶ 広域連合ホームページ 介護保険事業者向け情報内「各種お知らせ」に掲載の「新型コロナウイルス感染症の感染疑い発生に係る指定権者への連絡について」を参照。
※休日の連絡先となる所在市町村の代表番号もこのファイル内に掲載されています。

介護サービス事業所 新型コロナウイルス感染症の疑い発生等報告

下記は介護サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した時に、東三河広域連合介護保険課【0532-26-8470・8471】（休祝日は市町村代表番号）への報告に当たり、ご連絡いただきたい内容の目安です。なお、第1回・第2回の報告で下記の全てについて確認できていなくても構いませんので、貴事業所の利用者・職員について、PCR検査の実施予定となった段階（または濃厚接触者になる可能性等でも可）で、まずは迅速な連絡をお願いします。（※まずは必ず電話で連絡を入れて下さい。市町村によってはその後、メールでの連絡をお願いする場合があります。）

（第1報の内容目安） 黄色のセル

黄色のセルが**第1報で報告いただきたい内容の目安**ですので参考として下さい。
（あくまで目安であり、不明の点があっても、まずは電話で迅速な第1報をすることを優先して下さい。）

事業所名等	(法人名)		(事業所名)		(所在市町村)
	(サービス種別)		(担当者職・名)		(TEL)
感染の疑われる者 (PCR検査を受ける者)	性別	男・女	年齢	歳(代)	(職員の場合) 職種
	生年月日	年 月 日	氏名		
	居住市町村				
	発症日	・未発症 ・発症(年 月 日 時ごろ)			
	検査日	・現在予定なし ・予定・実施日(年 月 日 午前・午後)			

第1報で特に報告いただきたい内容（目安）は黄色のセルの内容です。なお、不明点があっても、まずは、**電話**で速やかに第1報をお願いします。

平日（広域連合）・休祝日（市町村）の連絡先

	<連絡先>	<電話番号>
平日	東三河広域連合介護保険課	0532-26-8470・8471
休祝日 (事業所の 所在市町村へ)	豊橋市役所 (代)	0532-51-2111
	豊川市役所 (代)	0533-89-2111
	蒲郡市役所 (代)	0533-66-1111
	新城市役所 (代)	0536-23-1111
	田原市役所 (代)	0531-22-1111
	設楽町役場 (代)	0536-62-0511
	東栄町役場 (代)	0536-76-0501
	豊根村役場 (代)	0536-85-1311

広域連合へ報告いただきたい内容①

- ▶ 1回目（検査決定時）
 - ▶ 法人名・事業所名・事業所の所在市町村・担当者・事業所電話番号
 - ▶ 対象者の年代・性別・職員／利用者の別（職員の場合は職種）・居住市町村
 - ▶ 検査に至る経緯（発症日時、検査に至るまでの状況）
 - ▶ 検査（予定）日、検査結果判明（予定）日
 - ▶ 事業所として何か対応する場合はその対応内容
- ▶ 2回目（検査結果報告時） → 陰性の場合
 - ▶ 陰性であったことの報告

広域連合へ報告いただきたい内容②

- ▶ 2回目（検査結果報告時）→ 陽性の場合
 - ▶ 対象者（利用者の場合）氏名・生年月日
 - ▶ 濃厚接触者・その他のPCR検査対象者（利用者・職員それぞれの人数）
 - ▶ 追加検査者の検査予定日時
 - ▶ 消毒実施予定・休業等予定・その他事業所としての対応
 - ▶ 関係者（ケアマネ・利用者家族）への連絡状況
 - ▶ 防護服等、防護用品の確保状況
 - ▶ その他、保健所からの指示事項（何かあれば）
- ▶ 3回目（続報）→ 陽性者の発生により、周囲に追加検査者が出た場合
 - ▶ 濃厚接触者他、追加のPCR検査者の検査結果
 - ▶ 検査結果を踏まえての今後の事業所の対応（休業・再開予定等）
 - ▶ その他必要に応じて聞き取り

介護施設等の消毒、洗浄経費支援事業（地域医療介護総合確保基金）

（東三河の各市町村の場合）

- ▶ 介護施設等の消毒、洗浄経費支援事業（※事業名は市町村によって異なります。）
 - ▶ 原則としてPCR検査・抗原検査の対象者が利用者・職員に発生した場合
 - ▶ 業者への委託費用の他、自らで洗浄・消毒を行う場合に消耗品費等、新たに発生した費用も対象
 - ▶ 陽性確認を待たず、検査決定時点で消毒・洗浄を行う場合も補助対象
 - ▶ ただし、陰性が確認された後に実施する消毒・洗浄費用は対象外
 - ▶ 相談は発生連絡時に、申請は感染（の疑い）者発生時の各種対応が落ち着いてから、速やかに、[事業所所在市町村の介護保険担当課](#)へ

※上記は概要ですが、市町村によって基準や申請手続きは異なりますので、詳細は事業所所在市町村の介護保険担当課へお問い合わせ下さい。

※令和3年度予算については未定です。

(参考) 県・中核市（豊橋市）の支援施策について

(緊急包括支援事業・サービス継続支援事業)

- ▶ 愛知県による緊急包括支援事業、サービス継続支援事業の募集は、11月4日に締め切られました。

(県) 緊急包括支援事業：東三河全市町村分

(県) サービス継続支援事業：中核市（豊橋市）を除く7市町村分

- ▶ 中核市（豊橋市）によるサービス継続支援事業は、第一次募集が10月30日に締め切られ、今年度の追加募集等は未定です。

(豊橋市) サービス継続支援事業：中核市（豊橋市）分

- ▶ また、令和3年度の新型コロナウイルス感染症に係る補助事業については、現在国が検討中で、令和2年度と同様の補助が再び行われるかは未定です。
- ▶ 今後、国・県・中核市の予算の決定に基づき、来年度の補助の有無、内容等が決まりますので、厚生労働省、愛知県や豊橋市のホームページ等での公表情報を随時、ご確認いただきますようお願いいたします。

最近の情報

感染流行当初の、感染経路を徹底的に遮断する方向性から、最近の国の通知では、十分に感染対策を行った上で、地域の実情を踏まえ、徐々に事業所の判断で、通常の活動を再開できる方向になってきています。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

介護保険最新情報Vol.881の一部改正のポイント

1. 入所施設・居住系サービス

（感染症対策の再徹底）

- ▶ 管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行う。
- ▶ 管理者は、日頃から職員の健康管理に注意するとともに、**職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくり**に努めること。
- ▶ 感染者発生時の積極的疫学調査への協力のため、**症状出現2日前**からの接触者リスト、利用者のケア記録、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録を準備すること。
- ▶ **新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）**の活用について、職員に周知を行う。面会者、業者等にも周知を行うことが望ましい。

ご紹介しているのは改正点の一部です。
重要な通知ですので、介護保険最新情報
Vol.881は必ずご確認ください。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

介護保険最新情報Vol.881の一部改正のポイント

1. 入所施設・居住系サービス

（面会）

- ▶ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。
- ▶ 地域における発生状況や都道府県等の示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。
- ▶ 引き続き、オンラインでの面会の実施を考慮すること。
- ▶ 地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は、次の留意事項も踏まえ、感染防止対策を行った上で実施すべきであること。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

（面会を実施する場合の留意事項）

- ▶ 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- ▶ 面会者が感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- ▶ 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者発生時に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

（面会を実施する場合の留意事項・・・続き）

- ▶ 面会者は原則として以下の条件を満たすものであること。
 - ▶ 感染者との濃厚接触者でないこと。
 - ▶ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
 - ▶ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ▶ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ▶ 人数を必要最小限とすること。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

（面会を実施する場合の留意事項・・・続き）

- ▶ 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- ▶ 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- ▶ 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- ▶ 面会場所での飲食はできる限り控えること、大声での会話は控えること。
- ▶ 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

（面会を実施する場合の留意事項・・・続き）

- ▶ 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- ▶ 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

（外出）

- ▶ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」より、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- ▶ 感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきであること。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

介護保険最新情報Vol.881の一部改正のポイント

2. 通所・短期入所等のサービス

（感染症対策の再徹底）

- ▶ 感染者発生時の積極的疫学調査への協力のため、**症状出現2日前**からの接触者リスト、利用者のケア記録、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録を準備すること。
- ▶ **新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）**の活用について、職員に周知を行う。面会者、業者等にも周知を行うことが望ましい。

（面会・外出）

- ▶ 面会・外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

介護保険最新情報Vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

介護保険最新情報Vol.881の一部改正のポイント

3. 居宅を訪問して行うサービス

(感染症対策の再徹底)

- ▶ **新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用**について、職員に周知を行う。面会者、業者等にも周知を行うことが望ましい。

(外出)

- ▶ **訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行**について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- ▶ **感染が流行している地域**では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。

厚生労働省発行マニュアル

「介護現場における感染対策の手引き 第1版」

- ▶ 令和2年10月に、厚生労働省老健局から「**介護現場における感染対策の手引き 第1版**」が発行されました。これまで介護保険最新情報など通知で発出されてきた内容を含め、分かりやすく対策をまとめられています。
- ▶ PDF版が厚生労働省HPに掲載されていますので、内容をご確認の上、日頃の対策から発生時の対応までを十分にご理解いただき、適切な対応をお願いします。
- ▶ 管理者の方はもちろん、介護職員・看護職員等、現場の皆様へも職場での研修等を通じて周知をお願いします。

- ▶ 掲載場所「**介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ**」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

※ページ右下付近に手引き（PDF）へのリンクがあります。



対応シミュレーション（自己点検）をしておこう

- ▶ 令和2年9月30日付厚生労働省老健局事務連絡の中で、「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」が公表されました。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症は今や、いつ・どこで感染者が発生しても不思議ではありません。事業所・施設内で感染の疑いが発生した時に慌てないために、日頃の研修の中で、机上訓練等により、シミュレーション（自己点検）を行うておくことで、いざという時に慌てず、また感染拡大防止に繋がります。
- ▶ このシナリオの内容はもちろん、事業所・施設の中で、日頃から「こんな時、どうする？」と課題と対応を想定し、職員の間で共有しておくことをお勧めします。



※ 広域連合HP内 介護保険事業者向け情報「各種お知らせ」に掲載しています。

終わりに・・・

東三河広域連合介護保険課より

- ▶ 東三河の介護サービス事業所におかれましては、国・県による緊急事態宣言の期間も含め、利用者様、また、職員の皆様自身の感染防止に細心の注意を払いながら、サービス提供を継続していただき、保険者として心より御礼を申し上げます。
- ▶ 国の通知において、十分な感染対策を実施することを前提として、施設等における面会の制限や外出について、地域の実情等に応じて事業所の判断で実施できる方向となっており、徐々に、コロナと上手く付き合いながら日常の活動を再開でき得る状況となってきたと思われる。
- ▶ 今後も様々な課題に直面されると思いますが、感染症への対応等に関し、事業所においてお困りのこと、判断に迷われることなどは、東三河広域連合介護保険課（指定グループ：0532-26-8470・8471）にお問い合わせ下さい。